

経 営 管 理 権 集 積 計 画

1 個別事項

(名 称)		(所 在 地)		(住 所 又 は 所 在)									
乙 (氏 名 又 は 名 称)		大 台 町 長		大 台 町 佐 原 150 番 地									
整理番号	御 練 ・ 明 豆 R4-1	乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)				備考							
		所在	地番	林班	小班		地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 (C)
1	多気郡大台 町明豆	614-6	2174	74	山林	0.28 (0.34)	ヒノキ	60	R4.9.1	10年 (R14.8.31)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してないおいて甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 ・ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐では、間伐材の搬出・販売を行わない。 ・ 乙が経営管理を行うために要した経費は、乙が負担するものとする。	・ 乙から甲に対して金銭の支払い ・ 乙が甲にDを支払うべき時期、相手方法及び方法	
											・ 乙は、大台町森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 ・ 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 ・ 伐採木は谷地形に山積することのないように注意するとともに、隣林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 ・ 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の上の森林の巡視を行うものとする。 ・ 経営管理実施権の設定は行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印		
1	多気郡大台町明豆	614-6	2174	74	山林	0.28 (0.34)	ヒノキ	60						

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)
権利を設定する森林の森林所有者

住所 三重県多気郡大台町佐原750番地 大台町長 大森正信

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡大台町明豆	614-7	2174	73	山林	0.27 (0.28)	ヒノキ	57					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村(乙)
 権利を設定する森林の森林所有者

住 所 三重県多気郡大台町佐原750番地 大台町長 大森正信

画 計 積 集 理 管 營 經

1 個別事項

整理番号	乙 (氏名又は名称)		大台町長		大台町佐原750番地		(所在地)		備考											
	御棟・明豆 R4-3	甲 (氏名又は名称)	乙 (氏名又は名称)	甲 (氏名又は名称)	乙 (氏名又は名称)	甲 (氏名又は名称)	乙 (氏名又は名称)	(住所又は所在)												
1	多気郡大台町明豆	603	604	2174	山林	0.81 (0.88)	スギ	現況林齢	65	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	10年 (R14.8.31)	経営管理権の初期 (A)	R4.9.1	経営管理権に基づく 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して算定されるべき金額(D)の額の算定方法 ・ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐では、間伐材の搬出・販売を行うた ない。 ・ 乙が経営管理を行うた めに要した経費は、乙が 負担するものとする。	乙が甲にD を支払うべき時期、相 互手方及び方法 ・ 乙から甲 に対して金 銭の支払い は行わな い。				
								面積 ha	56								現況樹種	スギ	経営管理権 の初期	乙は、大台町森林 整備計画を遵守して 間伐を実施し、存続 期間内にすべての森 林の間伐を終えるも のとする。
								地目	53								現況林齢	55	経営管理権 の終期	・ 伐採木の運木は劣 勢木を主とした間伐 を行うものとする。 ・ 伐採木は谷地形に 山積することのない ように、注意するも とに、溪畔林の伐採を できるだけに配慮す るものとする。 ・ 乙は、道路からの 目視により、火災、 病虫害及び気象害の 予防のため年1回以 上の森林の巡視を行 うものとする。 ・ 経営管理実施権の 設定は行わない。
地番	54	面積 ha	55	現況樹種		経営管理権 の初期		経営管理権 の終期		経営管理権 の初期		経営管理権 の終期								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡大台 町明豆	603	2174	56	山林	0.81 (0.88)	スギ	65					
		604		53				59					
		614-21		54				55					

この計画に同意する。
権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者

住 所 三重県多気郡大台町佐原750番地 大台町長 大森正信

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者 (E)			備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	多気郡大台 町御棟	6	2173	106	山林	0.11 (0.11)	ヒノキ	43					
2	多気郡大台 町御棟	14	2173	93	山林	0.11 (0.17)	ヒノキ	52					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村(乙)

権利を設定する森林の森林所有者

住 所 三重県多気郡大台町佐原750番地 大台町長 大森正信